

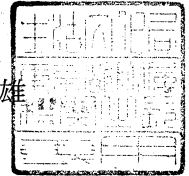
平成 31 年 3 月 28 日

東京都知事

小池 百合子 殿

東京都情報公開・個人情報保護審議会

会長代理 藤原 静雄



東京都特定個人情報の保護に関する条例第 24 条第 2 項の  
規定に基づく諮問について（答申）

平成31年3月6日付30心福障第1185号により、当審議会に対して諮問された「身体障害者手帳の交付に関する事務に係る特定個人情報保護評価書（案）」についての意見は、別紙のとおりです。

## 別紙

### 「身体障害者手帳の交付に関する事務に係る 特定個人情報保護評価書（案）」について

#### 第1 審議内容

当審議会特定個人情報保護評価部会は、「身体障害者手帳の交付に関する事務に係る特定個人情報保護評価書（案）」（以下「本評価書案」という。）について、本評価書案及び根拠資料を点検し、審議を行った。

#### 第2 審議結果

本評価書案を点検したところ、身体障害者手帳の交付に関する事務における特定個人情報ファイルの取扱いについては、個人のプライバシー等の権利利益に与える影響を予測した上で特定個人情報の漏えいその他の事態を発生させるリスクを分析し、そのようなリスクを軽減するための適切な措置を概ね講じていると認められる。

なお、次の事項について意見するものである。

##### 1 委託の取扱いについて

- (1) 委託先への管理監督は概ね適正であることが確認できた。
- (2) 当該事務では、申請・届出に係る情報を当該システムに効率的に登録する上で、委託を行う必要性が高いと考えられる一方で、当該事務の取り扱う情報の性質に照らし、その取扱いには特段の配慮を要するものである。

当該事務においては、委託先が、特定個人情報を含む申請書類を自らの事業所へ搬送し、パンチ入力を行った上で、当該入力結果を記録した外部記録媒体を当該申請書類と併せて都へ納品することとされているが、その過程においては漏えい、紛失等のリスクが想定されることを踏まえ、必要かつ適切な監督として、仕様書の規定及び内容に係る監督のほか、報告の求めや実地調査を適時・適切に実施することにより、委託先への厳格な管理監督に努めること。

##### 2 特定個人情報の取込みについて

当該事務においては、パンチ入力結果について、委託先から外部記録媒

体の形で納品を受け、身体障害者手帳交付等事務システム（以下「当該システム」という。）に取り込むこととされている。

取込みの操作は、納品日中に、権限を付与された担当者が行うこととされ、操作履歴の確認は委託先との間における外部記録媒体の授受票を参照することで可能とされているが、操作履歴に係る情報は正確に記録する必要の高い情報であり、これについての記録を整備する等、厳格な運用管理に努めること。

### 3 特定個人情報の保存及び消去について

当該事務における申請書は、交付決定文書の一部であり、「十年を超える有効期間の許認可等の特に重要な行政処分に関するもの」として東京都文書管理規則に基づき長期保存を行っている。

当該申請書には個人番号をはじめとする申請者の特定個人情報が記載されており、その保存は、当該事務の遂行上必要性が認められる限り可能とされるものではあるが、これが長期間にわたり継続される場合、特定個人情報の漏えい等に係るリスクもまた残存し続けることとなる。

当該申請書を保有する限り、適正な体制の下で管理が継続されるよう、公文書の取扱いに係る全庁的な検討に注視しながらも、厳格な運用管理に努めること。

また、当該リスクを軽減させる対策のあり方について、継続的な検証に努めること。

### 4 評価書等の活用について

評価書だけでなく、根拠資料として提出された関係規程等についても定期的な点検・整備を継続し、事務実施において活用するよう努めること。

## 第3 審議経過

年月日	審議経過
平成 31 年 3 月 6 日	諮問
平成 31 年 3 月 15 日から同月 18 日まで	本評価書案概要説明・審議 (第 38 回特定個人情報保護評価部会)
平成 31 年 3 月 28 日	「身体障害者手帳の交付に関する事務に係る特定個人情報保護評価書(案)」について答申

(答申に関与した委員の氏名)

藤原静雄、神橋一彦、宮内 宏